

## 新赤坂クリニック

## 改訂記録（第10版→第11版）

| 章                      | 頁 | 改訂前  | 改訂後   | 改訂理由    |
|------------------------|---|--|---|---------|
| 表紙                     |   | 制定日：2001年3月6日<br>承認日：2015年4月13日<br>作成者：荒井 真吾 印<br>承認者：松木 隆央 印  | 制定日：2001年3月6日<br>承認日： <u>2017年4月27日</u><br>作成者：荒井 真吾 印<br>承認者：松木 隆央 印   | 版改訂のため  |
| 第2章<br>実施医療機関の長（院長）の業務 | 2 | 5. 治験受託の了承等<br><br>3) 実施医療機関の長は、治験審査委員会が治験の実施の適否について「却下」の決定を下し、その旨を治験審査委員会委員長より通知してきた場合には、治験の実施を了承することはできない。実施医療機関の長は、治験の実施を了承できない旨の決定を、「治験審査結果通知書（書式5）」の <u>写し</u> により、治験依頼者及び治験責任医師に通知する。  | 5. 治験受託の了承等<br><br>3) 実施医療機関の長は、治験審査委員会が治験の実施の適否について「却下」の決定を下し、その旨を治験審査委員会委員長より通知してきた場合には、治験の実施を了承することはできない。実施医療機関の長は、治験の実施を了承できない旨の決定を、「治験審査結果通知書（書式5）」により、治験依頼者及び治験責任医師に通知する。   | 記載整備のため |
|                        | 3 | 6. 治験実施の契約等<br><br>3) 実施医療機関の長は、治験依頼者及び治験責任医師より、「治験に関する変更申請書（書式10）」及び審査に必要な添付資料が提出された場合には、治験審査委員会に意見を求める。その結果を「治験審査結果通知書（書式5）」の <u>写し</u> 、及び必要な場合には「治験に関する指示・決定通知書（参考書式1）」にて治験依頼者及び治験責任医師に通知する。<br><br>4) 「治験契約書」の内容を変更する際には、上記6.1)に準じて、「契約内容変更に関する覚書（院内書式11）」及び必要な場合は「治験費用変更に関する覚書」を締結するとともに、治験責任医師は上記6.2)に従う。 | 6. 治験実施の契約等<br><br>3) 実施医療機関の長は、治験依頼者及び治験責任医師より、「治験に関する変更申請書（書式10）」及び審査に必要な添付資料が提出された場合には、治験審査委員会に意見を求める。その結果を「治験審査結果通知書（書式5）」及び必要な場合には「治験に関する指示・決定通知書（参考書式1）」にて治験依頼者及び治験責任医師に通知する。<br><br>4) 「治験契約書」の内容を変更する際には、上記6.1)に準じて、「契約内容変更に関する覚書」及び必要な場合は「治験費用変更に関する覚書」を締結するとともに、治験責任医師は上記6.2)に従う。 | 記載整備のため |
|                        | 3 | 8. 治験実施計画書等の変更<br><br>1) 実施医療機関の長は、治験依頼者及び治験責任医師より、治験実施計画書、症例報告書の見本、同意説明文書   | 8. 治験実施計画書等の変更<br><br>1) 実施医療機関の長は、治験依頼者及び治験責任医師より、治験実施計画書、症例報告書の見本、同意説明文書  | 記載整備のため |

|                 |   |  |         |
|-----------------|---|--|---------|
|                 | <p>の変更に関する「治験に関する変更申請書（書式 10）」及び審査に必要な添付資料が提出された場合には、「4. 治験審査の依頼等」及び「5. 治験受託の了承等」の手順に従って、治験審査委員会の意見を求める。その結果に基づき実施医療機関の長としての指示、決定を治験依頼者及び治験責任医師に「治験審査結果通知書（書式 5）」の<u>写し</u>、及び必要な場合には「治験に関する指示・決定通知書（参考書式 1）」により通知する。</p> | <p>の変更に関する「治験に関する変更申請書（書式 10）」及び審査に必要な添付資料が提出された場合には、「4. 治験審査の依頼等」及び「5. 治験受託の了承等」の手順に従って、治験審査委員会の意見を求める。その結果に基づき実施医療機関の長としての指示、決定を治験依頼者及び治験責任医師に「治験審査結果通知書（書式 5）」及び必要な場合には「治験に関する指示・決定通知書（参考書式 1）」により通知する。</p> |         |
| 4               | <p>1 0. 治験の終了、中止又は中断等<br/>2) 実施医療機関の長は、治験依頼者が治験の中止または中断、及び当該治験薬の製造販売承認取得、あるいは開発中止を「開発の中止等に関する報告書（書式 18）」により報告してきた場合には、<u>写し</u>を速やかに治験責任医師及び治験審査委員会に提出する。</p>   | <p>1 0. 治験の終了、中止又は中断等<br/>2) 実施医療機関の長は、治験依頼者が治験の中止または中断、及び当該治験薬の製造販売承認取得、あるいは開発中止を「開発の中止等に関する報告書（書式 18）」により報告してきた場合には、速やかに治験責任医師及び治験審査委員会に提出する。</p>  | 記載整備のため |
| 4               | <p>1 1. 重篤な有害事象の発生<br/>2) 実施医療機関の長は治験審査委員会の意見に基づいた指示、決定を治験依頼者及び治験責任医師に、「治験審査結果通知書（書式 5）」の<u>写し</u>、及び必要な場合には「治験に関する指示・決定通知書（参考書式 1）」により通知する。</p>  | <p>1 1. 重篤な有害事象の発生<br/>2) 実施医療機関の長は治験審査委員会の意見に基づいた指示、決定を治験依頼者及び治験責任医師に、「治験審査結果通知書（書式 5）」及び必要な場合には「治験に関する指示・決定通知書（参考書式 1）」により通知する。</p>  | 記載整備のため |
| 第3章<br>治験事務局の業務 | <p>2. 治験事務局の業務<br/>当院は別途基本契約書により締結された治験施設支援機関（SMO）に一部の業務を委託することができる。<br/>但し、下記業務に関しては、SMO（CRC）に委託出来ないものとする。</p>   | <p>2. 治験事務局の業務<br/>当院は別途基本契約書により締結された治験施設支援機関（SMO）に一部の業務を委託することができる。<br/>但し、下記業務に関しては、SMO に委託出来ないものとする。</p>  | 記載整備のため |
|                 | <p>2. 治験事務局の業務<br/>1) 治験の契約<br/>(6) 契約の変更の手順<br/>治験事務局は何等かの事由により、契約の変更を行う場合は、「契約内容変更に関する覚書」に</p>  | <p>2. 治験事務局の業務<br/>1) 治験の契約<br/>(6) 契約の変更の手順<br/>治験事務局は何等かの事由により、契約の変更を行う場合は、「契約内容変更に関する覚書」に</p>   | 記載整備のため |

|                    |   |  |   |         |
|--------------------|---|--|---|---------|
|                    |   | <p>内書式 11)」により契約を変更する。尚、この変更に先立って、治験審査委員会の審査が必要な場合には、「治験審査依頼書（書式 4）」に「治験に関する変更申請書（書式 10）」の写し、並びに必要な添付資料を添えて審査依頼をし、『本章 2. 2)』に従って処理する。</p>  | <p>より契約を変更する。尚、この変更に先立って、治験審査委員会の審査が必要な場合には、「治験審査依頼書（書式 4）」に「治験に関する変更申請書（書式 10）」の写し、並びに必要な添付資料を添えて審査依頼をし、『本章 2. 2)』に従って処理する。</p>  |         |
| 第 4 章<br>治験責任医師の業務 | 3 | <p>8. 治験の契約</p> <p>1) 治験責任医師は、「治験契約書」及び必要な場合は「治験費用に関する覚書」の内容を確認し、必要に応じて署名または記名押印する。</p> <p>2) 治験責任医師は、「治験契約書」及び「治験費用に関する覚書」が変更される場合には、「契約内容変更に関する覚書（院内書式 9）」の内容を確認し、必要に応じて署名または記名押印する。</p>   | <p>8. 治験の契約</p> <p>1) 治験責任医師は、「治験契約書」及び必要な場合は「治験費用に関する覚書」の内容を確認し、必要に応じて署名または記名押印する。</p> <p>2) 治験責任医師は、「治験契約書」及び「治験費用に関する覚書」が変更される場合には、「契約内容変更に関する覚書」の内容を確認し、必要に応じて署名または記名押印する。</p>  | 記載整備のため |
| 第 5 章<br>治験薬の管理    | 2 | <p>3. 治験薬管理者の業務</p> <p>3) 文書による同意取得の確認と記録</p> <p>① 当該被験者に対して初めて治験薬が処方された場合には、治験責任医師または治験分担医師による処方が、カルテに記されていることをもって確認し、同時に同意文書（写）を入手する。また、同意文書（写）を予め入手することが困難な場合には、治験責任医師または治験分担医師による処方がカルテに記されていることをもって確認し、可能な限り治験責任医師または治験分担医師に口頭にて確認する。</p> | <p>3. 治験薬管理者の業務</p> <p>3) 文書による同意取得の確認と記録</p> <p>① 当該被験者に対して初めて治験薬が処方された場合には、治験責任医師または治験分担医師による処方が、カルテに記されていることをもって確認する。また、同意文書（写）を予め入手することが困難な場合には、治験責任医師または治験分担医師による処方がカルテに記されていることをもって確認し、可能な限り治験責任医師または治験分担医師に口頭にて確認する。</p> | 記載整備のため |
| 第 6 章<br>記録の保存     | 1 | <p>4. 記録の保管</p> <p>治験に係る文書及び記録に関する保管、管理は、記録保存責任者の管理の下、治験ごとに所定の場所に保管・管理する。尚、保管・管理の業務の一部を治験実施支援機関（SMO）、別途契約を締結した機密文書保管会社に委託できるものとする。</p>   | <p>4. 記録の保管</p> <p>治験に係る文書及び記録に関する保管、管理は、記録保存責任者の管理の下、治験ごとに所定の場所に保管・管理する。尚、保管・管理の業務の一部を治験施設支援機関（SMO）、別途契約を締結した機密文書保管会社に委託できるものとする。</p>  | 誤記のため   |

本文中

誤記等に関しては、適切な表記、表現に修正を行った。